

各学校（園）長 殿

川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会
川西町教育委員会

児童等が新型コロナウイルス感染症の感染者、又は濃厚接触者となった際の対応
について（通知）

奈良県下で新型コロナウイルス感染症の感染確認が続いており、管内においても感染者が確認されたことを受けて、感染拡大防止の観点から、学校（園）での対応についての基本的な考え方を下記のとおりとしましたので通知します。

ついては、当面の間、本通知に基づいた対応をとられますようお願いいたします。なお、保健所、その他上級機関からの技術的指導等のあったときはその限りではないことを申し添えます。

記

1. 感染者が確認されたとき

在籍する児童生徒（以下、児童等）に 1 人でも PCR 検査により「陽性」が確認されたときは、県・国の考え方にに基づき最低 2 日間、学校休業を行い、学校内の消毒作業と、本人の行動や全児童生徒等と教職員の健康状態を把握します。

その後、保健所の指示によって、全部または一部の臨時休業（概ね 2 週間）を行います。

感染者である児童等は、治癒するまで（学校保健安全法施行規則第 19 条）出席停止とします。

2. 濃厚接触者となったとき

感染者が同居家族等で、児童等が濃厚接触者となり、PCR 検査で「陰性」となったときは、学級・学年閉鎖、学校休業は行いません。

濃厚接触者である児童等は、感染者と最後に接触した日から起算して 2 週間、出席停止とします。

3. 発熱等の風邪症状のあるとき

児童等及びその同居家族等が 37.5 度以上の高熱があるなど「帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安」に該当するときは、同センターに電話相談してください。

該当しないときは、症状が回復してから 3 日間自宅待機のうえ登校するようにしてください。その間についても出席停止とします。

4. 個人情報の保護について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 16 条第 2 項の規定に基づき、児童生徒やその同居家族の個人情報の保護への配慮について取り組んでいきます。